

特定在留カードの創設に伴う届出書類の改正について （報告）

特定在留カードの創設に伴う届出書類の改正について

1. 特定在留カードの創設

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）により、中長期在留者（※）に対して在留許可に伴い交付される在留カードが見直され、令和8年6月以降、従来の在留カードに加え、**在留カードとマイナンバーカードの機能を一体化した「特定在留カード」の運用が開始**される。

（※）在留期間が3月を超える等の要件を満たす者

2. 届出書類の改正

- 現行の雇用保険被保険者資格取得手続及び喪失手続においては、外国人労働者について、各種届出書類の様式において在留カード番号（「在留カードの右上の数字」）を記載する欄を設けているところ、**新たな特定在留カードについては在留カード番号の記載位置が変更になることから、各種様式について所要の改正**を行う。
- 改正に当たっては、今後、こうした記載事項変更等への迅速な対応等を可能とする観点から、**新たな様式は、省令ではなく業務取扱要領において規定**（※）することとする。

（※）たとえば、従来は「雇用保険被保険者資格取得届（様式第二号又は様式第二号の二）」という規定であったが、今後は、雇用保険被保険者資格取得届（労働者の氏名、個人番号…その他の職業安定局長が定める事項を記載した届書）」（イメージ）のように、主要な記載事項は省令上に記載の根拠を残し、あとは要領に委ねる形とする。

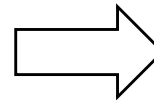
3. 施行期日

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和8年6月14日）

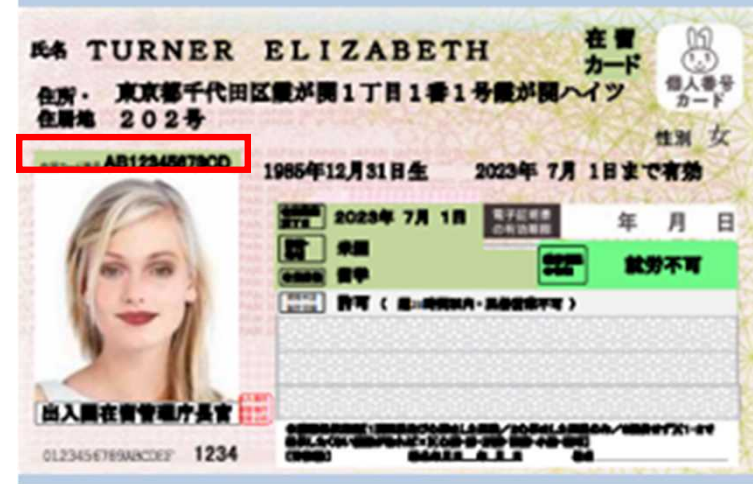
(参考) 改正イメージ

<在留カード及び特定在留カードの券面イメージ>

現行在留カード



特定在留カード (券面イメージ)



<様式改正イメージ>

※雇用保険被保険者資格取得届 (様式第2号) の場合

17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。-----

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字))

18. 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

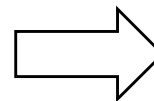
19. 在留期間 西暦 年 月 日 まで

20. 資格外活動の許可の有無 ☐ (1 有) ☐ (2 無)

21. 派遣・請負 ☐ (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合) ☐ (2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域 ()

23. 在留資格 ()



17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。-----

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字))

18. 在留カードの番号

19. 在留期間 西暦 年 月 日 まで

20. 資格外活動の許可の有無 ☐ (1 有) ☐ (2 無)

21. 派遣・請負 ☐ (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合) ☐ (2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域 ()

23. 在留資格 ()